



投げ釣りが引き起こす危険性



海上公園における「投げ釣り(注)」につきましては、釣り針等の仕掛けが他の公園利用者に危険を及ぼすおそれがあることや船舶の航行に支障を来すおそれがあることから禁止になっております。

注1：禁止行為

- ・オーバースロー（振りかぶる）、サイドスロー（横振り）により仕掛けを投入する釣法

注2：推奨行為

- ・アンダースロー（下投げ）による「ちょい投げ」

【投げ釣りによる危険性等】

（ソフト面）

- ・投げ釣りは竿とオモリ・仕掛けを大きく（後ろに）振りかぶって投げるため、後方の公園一般利用者に接触して怪我を負わせる危険性が高い。
- ・釣り針が身体の一部に刺さった場合は、釣り針にはカエシがあるため、抜けなくなる。
- ・特に利用者が多い時には、隣り合う利用者同士の距離もとれず、堤防では幅員も狭いため大変危険である。

（ハード面）

- ・若洲海浜公園海釣り施設沖は、東京港の航路となっており、多く船舶の航行に支障を及ぼす可能性がある。また、投げた仕掛けで標識灯（灯浮標）を破損させるおそれがある。
- ・ルアーの場合は、付いている釣り針が大きく危険度がさらに高まるだけでなく、本体がプラスチック製のものが多いため、根掛り等でロストすると環境汚染の問題にもなる。

